

#	質問項目	質問	回答
1	ガイドについて	ガイド研修について、以下の内容を教えてください。 ・研修の方法(対面、web等) ・予定が合わない場合の対応 ・旅費・宿泊費の費用負担 ・実地研修の開催場所	ガイド研修は座学2回、実地2回の計4回を予定しており、詳細は下記の通りです。なお、スルーガイド2名についてはすべての研修に参加いただく事を公募の要件としております。 また、実地研修①、②にスルーガイド(2名)が参加するために必要な旅費・宿泊費は事務局が負担いたします。 (座学研修) a)実施回数: 日数: 2回・1日(延べ2日間) b)実施形態: webによるセミナー形式 c)実施時期: 第1回: 9月上旬に実施予定/第2回: 10月上旬に実施予定 (実地研修①) a)実施回数: 日数: 1回5泊6日(計6日間※前後移動を除く) b)実施形態: 集合(対面)形式(場所未定) c)実施時期: 10月下旬～11月初旬 (実地研修②) a)実施回数: 日数: 1回5泊6日程度(※各プロジェクトチームで造成するロングストーリーツアーに応じて調整可) b)実施形態: プロジェクトチーム毎に造成したツアーに対して実地を行う c)実施時期: 1月頃
2	ガイドについて	スルーガイドの人数に制限はあるか。また、3名以上のスルーガイドを申請する場合、①研修への参加人数の制約はあるか、②同一人物がすべての研修に参加する必要があるか。	スルーガイドは必ず「2名」の候補を申請書に記載いただき、記載された方はすべてのガイド研修に参加下さい。 上記を満足した上で、実証事業の実施時に2名以上のスルーガイドを立てていただく事、研修に参加いただく事に人数上限はありませんが、ガイド研修において、事務局にて負担する旅費・宿泊費は申請書に記載の2名までとなる他、実地研修(集合研修)においては施設の規模により参加人数を制限させていただく場合があります。
3	ガイドについて	スルーガイドについて、複数の地域をまたいだツアーの場合、エリア毎にガイドを分けても良いのか。 また、スルーガイド2名の構成として、「英語が話せないがストーリーを語れる人材」+「ストーリーに関して専門ではないが英語が堪能な人材」というような組み合わせても良いか。	一貫したストーリーの提供・体験価値のためには、1名のスルーガイドがツアーの全行程に同行し、英語でストーリーや地域の情報を語れる事が最も望ましいと考えております。 なお、スルーガイド2名の構成について、ペアでガイドするのではなく、1名でツアーの全行程をガイドできる人材を2名育成することを想定しています。 ただし、スルーガイドが地域の情報に精通していない場合は地域で経験豊富なローカルガイドと連携するような形が望ましいと考えております。
4	ガイドについて	スルーガイドの要件、資質について、以下の内容を教えてください。 ・スルーガイドは日本語で話し、別途通訳ガイドをつけることは可能か。 ・添乗員、通訳案内士等何らかの資格を有していることが必要か。 ・英語圏ではない国をターゲットにした場合も英語力が必要か。 ・造成するツアーの地域に居住している必要があるか。	本事業で求められるスルーガイドは移動中、旅の道連れとして寄り添う、ストーリーテラーとしての役割を想定しています。 よって、インバウンド顧客と十分なコミュニケーションがとれる英語力が必要です。また、非英語圏をターゲットにする場合もガイド研修が理解できる英語力を有している必要があります。 また、必ずしも現地に居住している必要はなく、特定の資格等も公募の要件とはしておりません。
5	ガイドについて	ガイドの雇用形態や報酬について、以下の内容を教えてください。 ・雇用形態について、外部委託のフリーランスでも可能か。 ・プロジェクトチームの代表者がスルーガイドを兼務しても問題ないか。 ・スルーガイドおよびローカルガイドへの謝礼・賞金や旅費は対象経費となるか。 ・スルーガイドおよびローカルガイドの報酬規程などはあるか。	スルーガイド、ローカルガイドとも、プロジェクトチームへの参画有無、代表者との兼務、雇用形態について特段要件を求めてはおりません。なお、本事業においてプロジェクトチーム内の人件費は支援対象経費とはなっていない点をご留意いただき、外部委託等の体制を決定していただければと思います。 また、外部委託される場合、謝金については「謝金の標準支払い基準」、賞金については「各企業の規定等」に則り適切にお見積り下さい。なお、経費精算の詳細は採択事業の決定後、配布するマニュアルにて連絡させていただきます。
6	ツアー内容	本事業で造成したツアーの販売について、以下の内容を教えてください。 ・訪日旅客だけではなく、国内旅行社向けの商品化も同時に実施してよいか。 ・パッケージツアーやOTAなど販売形態に制約はあるか。 ・ツアー工程上のコンテンツを個別に複数販売してもよいか。	本事業の目的は「ロングストーリーツアーを造成し、海外市場向けに販売する」事であるため、造成した「ロングストーリーツアー」を、「海外市場向け」に販売してください。 また、申請いただく段階では各プロジェクトチームで想定する販売形態を記載ください。なお、販売形態については有識者を含めて検討しているところであるため、今後の議論を踏まえて申請いただいた販売形態と異なる形態で販売いただくよう助言する場合があります。 また、上記に加え本事業で造成したツアーを国内旅行者向けに販売することや、コンテンツを個別に販売することを自己負担にて実施することは問題ありません。
7	ツアー内容	想定顧客層が欧米豪となっているが東南アジア等をターゲット顧客としてもよいか。	説明会では、ロングストーリーツアーと親和性が高い顧客属性として、「①時間的・経済的な余裕がある」、「②新しい価値観を有している」の2点をあげており、その一例として欧米豪を紹介させていただきました。 各実証事業で設定いただくターゲット顧客の国に制限はございません。
8	ツアー内容	本事業のロングストーリーツアーのニーズがどの程度あるのかを知りたい。	訪日外国人消費動向調査(※)の国別の滞在日数別でみたときに、特に欧米豪顧客の滞在期間は1週間を超える滞在が過半数を超えており、多い国では8割以上に上ります。 また、ロングストーリーツアーのような体験価値を重視するツアーは近年人気であり、ロングストーリーツアーに類似するアドベンチャー・ツーリズムの旅行者がコロナ回復後ではもっと多く増加するという調査が複数でおります。 現在まさにコロナ以降の回復期であり、どのような形態の旅行が増えているのか目下の調査データ等は現時点ではまだできておりませんが、上記のような傾向が続いていると想定しております。 (※)参照: 訪日外国人消費動向調査 2019年 年次報告書 <a href="https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/content/001345781.pdf">https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/content/001345781.pdf</a>
9	ツアー内容	宿泊先はホテル名まで決めた上で申請する必要があるか。	審査の観点の一つとして、「ツアーの内容やターゲット顧客に対して宿泊先が魅力的なものとなっていること」を設定しております。上記が判断できるようなホテル名など可能な限り具体的な情報を記載ください。
10	ツアー内容	本事業で造成するロングストーリーツアーは連続した7日間の設定が必須か。また、ツアー日数の上限について制約はあるか。	本事業においては、「連続した7日間以上」のツアーを造成する必要があります。また、7日間を超える日程については上限を設けておりません。

「ロングストーリーによる地域のコンテンツの連携促進に向けた実証調査」 Q&A

#1～42: 令和5年5月24日公開  
#43～50(赤字): 令和5年6月28日公開

#	質問項目	質問	回答
11	ツアー内容	モニターツアーの実施について以下の内容を教えてください。 ・造成したツアーの日数を同じ日数のモニターツアーを開催する必要があるか。 ・外国人旅行者以外の在留外国人や日本人を対象としたモニターツアーとしても良いか。	モニターツアーの実施に際しては、やむを得ず一部の行程のみ(7日間未満)で実施をすることも考えられます。ただし実施するモニターツアーが実際に造成するツアーの評価につながるような十分な工夫を行って実施をしてください。 また、モニターツアーの実施にあたって、対象者を実際の旅行者に限定することはありませんが、本事業ではインバウンド向けのツアー造成および販売を目的としているため、実際に造成するツアーの評価につながるよう、想定する顧客に近い方を対象にする事が望ましいです。 特に日本人を対象としたモニターツアーの実施を行う場合には、その意義や有効性については説明を求められる場合がございます。
12	ツアー内容	実施エリア、地域連携について以下の内容を教えてください。 ・実施エリアについて、地方部のみなど制約はあるか。 ・地方連携について、連携する地域間の距離について、定義があるか。複数県や運輸局のブロックをまたぐ事が望ましいか。	実施エリアについて、制約は設けておらず、日本国内の全域が対象になります。 連携いただく地域間の距離について、具体的な距離の定義はもうけておりませんが、行政区分(市町村単位)をまたぐものが望ましいと考えております。なお、地域連携による効果が発揮されるのであれば、必ずしも複数県や運輸局のブロックをまたぐ事が望ましいとは考えておりません。
13	ツアー内容	過去に観光庁の補助金事業にて申請した事業を一部行程内にて活用しても問題ないか。	問題ありません。ただし、本事業での支援対象経費となるのは、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを対象とします。
14	ツアー内容	1つの申請で、複数のルート(ストーリー)を作っても問題ないか。	1つの申請に対しては1つのストーリーとしてください。 その上で、複数のツアー行程への派生形が作成ができる余地がある場合は、主となる行程を申請様式-3(別紙1,2)に記載し、派生形の行程が考えられる旨について、申請様式-1を用いて記載ください。
15	ツアー内容	ロングストーリーツアーを造成するうえで体験は複数必要か。	長期間のツアーにおいて顧客を飽きさせない工夫が必要であると考えており、ターゲットとする顧客に応じた複数の体験があることが望ましいと考えております。
16	ツアー内容	本事業で造成するロングストーリーツアーについて、以下の内容を教えてください。 ・シーズンの指定はあるか。 ・移動手段、参加人数の規模に制約はあるか。	本事業で造成するツアーについて、体験できる期間が一年以上あるものであれば、シーズンは問いません。 また、移動手段、参加人数の規模についても制約はありません。各実証事業で想定されるターゲットに合わせて適切に設定ください。
17	ツアー内容	本事業において、造成したツアーの販売について以下の内容を教えてください。 ・実証事業期間内に販売まですることが必要でしょうか ・テスト販売のみ今年度実施で、本格販売は来年度以降とするイメージでも問題ないでしょうか。 ・目標数値・KPIなどはございますか？	本実証事業において造成したツアーは実証事業の実施期間内に販売する事を目標とし、事業計画を作成の上、事業を実施していただきます。 なお、販売については本格販売を目標に実証事業を計画・実施下さい。 また、販売に関して目標数値やKPIは定めておりませんが、実証事業終了時に実証事業としての達成度の確認ができるよう申請様式7において、各実証事業で目指すアウトプット・アウトカムについて適宜設定、記載をお願いします。
18	実施体制	プロジェクトチームの構成について、以下の内容を教えてください。 ・構成員について、最低何社などの条件はあるか。また、交通・旅行者・宿泊事業者・飲食事業者などが漏れなく全て含まれている必要があるか。 ・地方自治体、地方運輸局の参画は必須か。 ・コンソーシアムでの申請が可能か。 ・任意団体での申請が可能か。 ・代表企業を選定する必要があるのでしょうか？	プロジェクトチームについては複数の企業・団体による組成を要件としておりますが、最低数の制限などは設けていないため、2社・団体から組成が可能となります。 なお、特定の団体(地方自治体、地方運輸局含む)の参画を公募の要件としてはおりませんが、継続的に販売する事業者、地域との連携に必要な関係事業者が含まれていることが望ましいです。 また、申請いただく団体の形式に制約は設けておりませんが、実証事業の経費について適切に管理・支出できる体制として下さい。 また、プロジェクトチーム内の代表者は企業である必要はなく、個人でも問題ありません。
19	実施体制	地方自治体の同意書が必要になりますか？	プロジェクトチームへの地方自治体の参画は必須としておらず、参画いただく場合においても同意書は必要ございません。
20	実施体制	応募の段階で、プロジェクトチームの候補として調整中のものでも申請可能か。	公募申請書にはプロジェクトチームへの参画が確約されている団体・個人のみを記載してください。
21	実施体制	実証事業が開始された後にプロジェクトチームに新たな団体を加える事は可能か。	実証事業が開始された後にプロジェクトチームに新たな団体を加える事は可能です。
22	実施体制	プロジェクトチームの体制について、関係団体同士が書面等を交わしている必要はあるか。	申請にあたり、プロジェクトチームの体制について書面での締結及び証拠書類の提出は求めておりません。 各プロジェクトチームの実情に合わせて適宜必要な場合は協定を締結する等実施いただければと思います。
23	実施体制	同一の団体が複数の実証事業のプロジェクトチームに参画することは可能か。	可能です。
24	伴走支援	伴走支援は事務局のみが実施するのか。	事務局を主として、当事業で設置している有識者会議の助言を踏まえて伴走支援を実施いたします。
25	伴走支援	事業終了後も伴走支援を受けることは可能か。	本事業における伴走支援は実証事業の事業期間内に限られます。
26	公募手続	公募説明会の動画は公開されるか。	ポータルサイト上で公開しております。
27	公募手続	公募の結果、選定される実証事業の数ほどの程度か。	10件程度を選定する予定です。
28	公募手続	今回の公募終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点では、予定しておりません。
29	公募手続	ヒアリングはどの程度の期間・回数を想定しているのか。	ヒアリングは7月25日の1日、1回を予定しております。対象者の方への連絡は7月中旬を予定しておりますので事前に予定の確保をお願いいたします。 なお、ヒアリング事項や順番、時間等の詳細は対象者への連絡の際にお知らせいたします。
30	公募手続	ヒアリングがされなかった場合、実証事業として選定されないのか。	1次審査を通過した実証事業について、ヒアリングを実施させていただきますので、ヒアリングがされなかった場合は1次審査を通過しなかったと認識いただければと思います。
31	公募手続	一度提出した後に、内容を修正し差し替えることは可能か。	提出期間内であれば可能です。差し替えの際は、再度webサイトから申請をし、すべての提出書類をアップロードいただく必要があります。 なお、提出期間終了後の修正は受け付けないため、ご注意ください。

「ロングストーリーによる地域のコンテンツの連携促進に向けた実証調査」 Q&A

#1～42: 令和5年5月24日公開  
#43～50(赤字): 令和5年6月28日公開

#	質問項目	質問	回答
32	公募手続	様式のスライド枚数制限はありますか。また、補足資料を送ってもよいか。	様式のスライド枚数は既定のフォーマットに収まるように作成ください。ただし、様式(別紙)については適宜追加して作成していただいで結構です。  審査の効率化、公平性の観点から補足資料は不可としますので、必要な事項は様式の中に収めていただくようお願いいたします。
33	公募手続	申請様式-8Iについて、申請段階でどこまで正確な金額を提出する必要があるか。	申請時点では、概算の見積もりで結構です。  ただし、事業の見通しを立てたうえで、妥当と思われる金額をご記載ください。記載の際は、各項目の詳細がわかるように明確に記載してください。  また、国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり20百万円(税込)を上限としています。
34	対象経費	実証事業期間の終了間際における経費の支出について、実際の支払いが完了実績報告の提出後になる場合、支払い確認のための通帳の写しの提出について、支払後の提出を確約する旨の書類の提出をもって代えることが可能か。	経費精算の詳細については、採択事業の決定後、配布するマニュアルにて連絡させていただきます。
35	対象経費	街道沿いにつけるのれんで機運を上げたいか対象となるか？	採択後に作成をいただく事業計画書の内容に基づき、支出が適当であると判断できる場合は支援対象となります。
36	対象経費	申請様式-8Iに記載する「賞金」について、概算でも問題ないか。	各企業の規定等に基づき、適切に見積もっていただければ概算でも問題ありません。なお、精算の際には賞金の設定根拠についても提出いただく予定です。また、経費精算の詳細は採択事業の決定後、配布するマニュアルにて連絡させていただきます。
37	対象経費	本事業の自己負担割合はどのようになっているのか。	自己負担割合の設定はありません。  本事業は、補助金や交付金の補助事業ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施されるものであり、この調査に要する経費を国費により負担します。  国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり20百万円(税込)を上限としています。
38	対象経費	実証事業等の対象となる経費の規模(国費による部分)について、申請額通りに選定されるということか。	支援対象経費の上限は1件あたり2,000万円(税込)としており、選定件数や提案内容に応じて金額を決定いたします。
39	対象経費	選定過程及び選定後において、有識者の意見により実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	実証事業の開始時に申請・審査時の有識者からの意見や課題を反映した「実施計画書」を作成いただく事としております。  また、伴走支援の際に有識者等から得られた意見により、実施計画書の変更が必要となる場合が想定されます。 上記の際に申請時の見積りから変更がある場合は、選定時に決定した額を上限として、総額及び内訳の変更が可能です。
40	対象経費	「広告宣伝費」について、事業内で作成したウェブサイトは実証事業終了後も継続して利用可能か。	利用可能です。
41	対象経費	本事業に関連して収入が発生した場合は、事務局と調整後に支援額を減額されるとのことだが、具体的にはどう減額されるのか。	実証事業期間中に、本実証事業を通じて作成したツアーの販売等による収入が発生した場合は、支援金額から収入金額分を減額します。 ただし、本事業の趣旨に沿って、支援対象経費として認められる経費を自己負担で支出した場合は、収入金額から自己負担分を差し引くことができ、そのうえで収入金額が残る(上回る)場合は、当該金額を支援金額から減額します。
42	対象経費	経費の支払いについて、事業完了後とあるが、個別の事業に鑑み、事前の概算払いや都度精算していただくことは可能か。	概算払いや都度精算は対応できません。事業完了後の精算までは、事業実施者により経費を立て替えていただくこととなりますので、ご留意の上、応募をご検討ください。
43	ガイドについて	スルーガイドの母語について、日本語又は英語のどちらが望ましいか。	インバウンド顧客と十分なコミュニケーションがとれる英語力があり、非英語圏をターゲットにする場合もガイド研修が理解できる英語力を有していれば、母語がどの言語であるかは重視しておりません。
44	ガイドについて	申請予定のスルーガイドが他のプロジェクトチームの申請と重複した場合問題はあるか。	問題ありません。
45	ツアー内容	Q&A#17に「実証事業の実施期間内に販売する事を目標とし、事業計画を作成の上、事業を実施」とあるが、販売したツアーの催行も実証事業の実施期間内である必要があるか。	実証事業の実施期間内に販売を開始することを目標に計画を立てていただきたいと考えており、販売したツアーの催行までを事業期間内に実施する必要はありません。
46	対象経費	公募要領において、「実証事業の主たる部分(企画・とりまとめ)の委託は不可とする」と記載があるが、今回の事業においては、コンテンツの作成とガイドの育成が主たる部分という認識でよいか。	委託に係る「主たる部分」の、「企画・とりまとめ」とは、必ずしもコンテンツ作成、ガイド育成を指すものではありません。コンテンツ作成に当たっても、「どのようなコンテンツをロングストーリーツアーに取り込み、何を新規に作成するのか」というような部分は「企画」に該当すると考えられます。また、それを受けて実際にコンテンツを作成するという部分は「企画・とりまとめ」には該当しないと考えております。 なお、個別の契約に対して、主たる部分に該当するかどうかは採択後にご相談いただければと思います。
47	対象経費	公募要領において、「レンタルやリースでは対応できない必要物品の作成・購入費」について、プロジェクトチームに地方公共団体が入らない場合はプロジェクトチームに財産を引き渡していただけるという認識でよいか。	レンタルやリースでは対応できない必要物品における、実証事業終了後の財産の取り扱いは、公募要領に記載の通り以下の2通りとなります。  1. 地方公共団体が無償で譲り受ける。 ※プロジェクトチーム内に地方公共団体が参画する場合 2. 撤去・廃棄  よって、地方公共団体以外への引き渡しはできかねますのでご了承ください。
48	対象経費	スルーガイドが参加する、実地研修②-2実路研修とモニターツアー及び、FAMツアーは一緒に実施してもよいか。	実地研修②-2実路研修は、各プロジェクトチームで作成したロングストーリーツアーのガイドング及び行程の磨きあげを目的としており、プロジェクトチームで概ね作成が完了したロングストーリーツアーに対して実施いたします。 実路研修は、ツアー作成のためのモニターツアー、FAMツアーとは性質が異なるため、同時に開催することは困難であると考えています。
49	対象経費	公募要領内における「課題抽出の為にモニターツアー」「販路開拓の為にFAMツアー」「効果の検証の為にFAMツアー」は3つ全て行う必要があるか。また、その場合3つを別々に行う必要があるか。	「課題抽出の為にモニターツアー」「販路開拓の為にFAMツアー」「効果の検証の為にFAMツアー」の3つ全てを実施する必要はありません。各プロジェクトチームでロングストーリーツアーの作成に必要なものを実施ください。 また、複数の目的で1つのモニターツアー/FAMツアーを実施いただくことは問題ありませんが、それぞれの目的が効果的に果たされる様に計画下さい。
50	対象経費	公募要領P6に記載の「また、以下の費目のいずれかに該当する必要がある」とは、公募要領前段の④に対してのみの記述か。①～④すべてに対しての記述か。	公募要領5.(1)支援対象経費で記載している、①～④のすべての項目に対しての記述です。